

2006年12月25日

境港市長 中村勝治 様

日本共産党境港市委員会

委員長 定岡敏行

要 請 書

後期高齢者医療制度発足へ広域連合規約協議のとりくみが始まっています。多くの市民や当事者の高齢者にもまだ知られていないなかでの拙速なスタート、新たな高齢者負担になりかねない制度内容に、不安や批判の声が広がっています。

日吉津村の12月議会において広域連合規約案が上程できず、26日に臨時議会を召集する事態までおきていますが、この背景に制度内容にたいする、こうした住民や基礎自治体の不安、異論の反映があることを示すものです。

規約の内容および12月議会をふまえ、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約について見直すべき次のような諸点を指摘いたします。規約協議にあたって、こうした見直し実現のため、市長のご尽力をお願いし要請といたします。

- (1) 広域連合議会議員の定数13人を増員し、全市町村から1名は選出できるようにすること。

【理由】 構成自治体および被保険者に義務を課す権限をもつことになる広域議会に1人も代表をださない自治体があるということは、民主的運営の観点から問題です。

- (2) 市町村議会が広域連合の運営に関与できるよう、市町村議会に対する報告を保障する規定をもうけること。

【理由】 連合の運営には可能な限り構成自治体に関与できるようにすべきで、市町村議会への報告義務を保障することが必要です。

- (3) 保険料額策定など広域連合の重要な運営事項に、被保険者の意思を反映できる仕組みをもうけ、規約に明記すること。

【理由】国会の質疑で厚生労働省は、「75歳以上の方々のご意見をふまえて運営すべきということは、その通りで、そうした努力をしていただきたい」と答弁しています。被保険者に義務を課す以上、この答弁の趣旨にそった努力を尽くすべきです。

以上